別紙様式２

共同研究等に参加する学生・大学院生の皆さんへ

　大学が企業等の外部機関と共同研究や受託研究を行う場合、研究に関する契約を締結します。

この契約には、研究内容や研究期間などの他に、秘密保持義務をはじめとした研究参加者の義務が定められています。

学生・大学院生（以下「学生」という。）の皆さんが共同研究等に参加することになった場合には、研究に関する契約書に記載された事項をすべて遵守しなければなりません。

そのため、共同研究等に参加する前に以下のことを検討してください。

１．共同研究等への参加の意義と責務

学生の皆さんには、学ぶ権利があります。

共同研究等への参加を提案された場合には、指導教員からその研究に参加することによって学べる内容について、十分に説明を受けてください。

また、共同研究等に参加する場合は、研究に関する契約に定められた義務を守る責務を負うことになります。

研究に関する契約書に記載された内容を守ることが難しいと感じた場合には、率直に指導教員に伝えてください。

２．秘密保持義務の遵守

共同研究等によって知り得た情報や研究成果は、原則として秘密事項です。

そのため、研究に関する契約で定めた期間（契約の内容によって、その期間は異なります。）は秘密事項を外部に話すことはできません。

例えば、就職活動の際に面接官から共同研究等の内容を尋ねられても、詳細を話すことはできません。詳細を話さなければ就職活動に差し障りがある場合には、就職活動前に、就職活動でどこまで話して良いのか、研究相手先から了解を取ることが必要です。

また、卒業した後であっても、秘密保持義務の存続期間中であれば、共同研究等の内容を外部に話すことはできません。契約に違反しないよう、十分注意してください。

３．知的財産権の取り扱い

学校法人日本医科大学では、共同研究等による研究成果を知的財産権として保護することになった場合、学校法人日本医科大学知的財産取扱規程に基づき、研究成果に関わった大学の研究者から知的財産権を受ける権利を承継し、研究相手先と一緒に権利化を目指します。

その場合、権利を承継する対価として、将来的に知的財産権に基づいて実施料収入等を得たときは、上記規程に基づき、出願関連費用を控除したうえで、利益の５０％を研究者の皆さんに配分することとしています。

学生の皆さんは大学の職員ではありませんが、共同研究等に参加される場合は、大学の職員に準ずる者として、上記規程の適用を受けることになります。

上記３点を検討のうえ、共同研究等に参加することを希望する場合には、指導教員とともに別紙の誓約書を提出してください。

誓　約　書

学校法人日本医科大学

理事長　坂 本　篤 裕　殿

学校法人日本医科大学（以下「法人」という。）と○○○○株式会社が○年○月○日付で契約を締結する共同研究／受託研究（研究題目「○○○○○○」（以下、「本研究」という。））に学生・大学院生（以下「学生」という。）が参加するにあたり、研究代表者（指導教員）及び学生は、下記の内容について確認し、それぞれが負う義務を遵守することを誓約いたします。

記

１．学生は、本研究に参加することが修学上有意義であることを理解し、自己の意思と責任で、本研究に参加すること。

２．学生は、本研究に関する契約の内容を理解し、本研究に参加すること。

３．学生は、本研究に関する契約で秘密を保持することが規定された秘密情報について、秘密保持期間中、契約の規定及び研究代表者（指導教員）の指示に従って適切に管理し、第三者に開示・漏洩しないこと。

４．学生は、卒業等により身分に変更があった場合においても、前項の秘密情報を第三者に開示・漏洩しないこと。

５．学生は、本研究の研究成果として創出された発明等の知的財産について、法人が定める知的財産取扱規程が適用されることを承諾し、法人が当該知的財産を承継することを決定した場合には、当該知的財産を法人に譲渡すること。なお、譲渡後に当該知的財産の活用により法人が利益を得た場合の配分についても、上記規程に従うこと。

６．研究代表者（指導教員）は、学生に対し本研究への参加を通して有意義な教育を行うとともに、秘密情報の管理及び漏洩防止等に関する学生への指導を徹底すること。

以上

　　　　　年　　月　　日

研究代表者（指導教員）：　　　　　　　　 学生：

職名　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属

氏名（自署）　　　　　　　　　印　　　　氏名（自署）　　　　　　　　　印